

【授業料等減免申請書】

大学等における修学の支援に関する法律による 授業料等減免の対象者の認定に関する申請書

令和 年 月 日

九州大学総長 殿

私は、貴学に対し、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者としての認定を申請します。

申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。

- ◆ この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があった場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、在学する学校から減免を受けた金額の支払を求められることがあることを承知しています。
- ◆ 授業料等減免の対象者の認定手続きにおいて、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という。）を通じ、九州大学が機構の保有する私の給付奨学金に関する情報の送付を受けること、及び機構が九州大学の保有する私の授業料等減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。
- ◆ 現在、他の学校において、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免を受けておらず、当該授業料等減免の対象者の認定申請中でもありません。

※以下のすべての項目を申請者本人が記入してください。

申請者	フリガナ			入学年月	年 月 入学
	氏 名				
	生年月日	(西暦) 年 月 日生 (歳)			
	現住所	〒 ー 都道府県 市区町村			
	電話番号		E-Mail		
	所属学部・学科			学生番号	
	学 年		昼間・夜間・通信の別	■ 昼 (昼夜開講を含む) □ 夜 □ 通信	
	高等教育の修学支援制度（新制度）に関する情報 (該当する□に✓印を付けてください。)				
	☐ 過去に新制度の入学金減免を受けたことがある				
	☐ 過去に大学・高専・短大・専修学校で新制度の授業料減免を受けたことがある				
支援を受けた時に在籍した学校名		期 間	月 数		
		年 月～ 年 月	ヶ月		
機構の給付奨学金に関する情報					
☐	給付奨学金の予約採用の申請を行い、令和5年度採用候補者に決定している				
☐	現在、機構の給付奨学金を受給してなく、新規に給付奨学金（在学採用）を申請する				
☐	現在、機構の給付奨学金を受給してなく、家計急変に該当する事由が生じたので、新規に給付奨学金（家計急変）に申請する				
☐	現在、機構の給付奨学金を受給しているが、家計急変に該当する事由が生じたので、改めて給付奨学金（家計急変）に申請する				

申請書の作成にあたっての注意事項

- イ 大学等における修学の支援に関する法律による修学支援は、授業料等減免と給付型奨学金により行うこととしております。このため、あらかじめ機構に給付型奨学金の申込みを行ってください。給付奨学金の申込みがない場合、授業料等減免の申請書類審査等に一定の時間を要します。
給付型奨学金の申込みを行わず（行う予定がなく）、「機構の給付型奨学金に関する情報」の欄を記入できない場合は、（別紙1）の提出が必要です。更に、本学に編入学又は転学（若しくは専攻科に入学）した学生等であって、編入学又は転学（若しくは専攻科に入学）する前に在学していた学校（大学、短大、高専、専門学校）が2つ以上ある場合は、あわせて（別紙2）の提出が必要です。家計急変による申込を行う場合は、あわせて（別紙3）の提出が必要です。（**給付型奨学金をあわせて申し込む（既に申し込んでいる）場合は、別紙1～3の提出は不要です。**）
なお、給付型奨学金と授業料等減免の認定の要件は同一であるため、給付奨学金に申し込んだ結果、認定を受けることができなかった（給付奨学生として採用されなかった）場合は、同じ期間、授業料等減免の支援についても受けることはできません。
- ロ 過去に、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の支援を受けたことがある場合には、当該期間の月数を申告してください。
- ハ 入学年月について、編入学又は転学等により入学した場合は、その年月を記入してください。専攻科に在学している場合は、専攻科に入学した年月を記入してください。
- 二 申請書に記載された内容及び提出された書類の情報は、授業料等減免の認定及び本学が実施する経済支援のために利用します。また、今後の授業料等減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。
- ホ 申請にあたっては、学校から配付される冊子等をよく読み、本制度について理解したうえで行ってください。特に、次のことについて留意してください。
- ① 卒業まで自動的に授業料等減免を受けられるわけではなく、半年ごとに継続願を提出する等、必要な手続きがあること
 - ② 定期的実施される収入・資産額等の判定により、支援額が変更となったり、支援が停止する場合があること
 - ③ 定期的実施される学業成績の判定により、支援が打ち切りとなったり、支援が遡って取り消される（減免が取り消されて授業料の支払いが必要となる）場合があること
 - ④ 本制度による授業料等減免又は給付型奨学金のいずれか一方でも受ける場合、日本学生支援機構の第一種奨学金（無利子）の利用にあたって当該奨学金の貸与上限額が変更されること
- ※ 貸与上限額の詳細は日本学生支援機構のホームページや資料に記載しています。